

お子さんのネットデビューの前に 知っておくべき保護者的心構え

「うちの子にはまだ早い」「うちの子に限って」と思っていませんか?

小さい頃からスマホが身近にある環境で育った子どもたちは、適応力が高いのですが、思わぬトラブルに遭う可能性もあります。

ゲームや投げ銭で
高額請求

¥170,000



SNSでいじめなどの
トラブル発生!
エッ!



ネット上の友だちと会って
危険な目に



■動画サイトやゲームで、親のクレジットカードやスマホで課金し、高額な請求を受けた。

■SNSに冗談のつもりで書いた友だちの話題が、その友だちに見つかってしまい、トラブルになってしまった。

■SNSで知り合った人と実際に会ったら、インターネット上の写真と全く違う人で、恐い目に遭った。

トラブルを回避するために

1 個人情報を書き込む危険性を話し合いましょう

個人情報等の書き込みが、インターネット上で流出すると、完全に消すことは困難です。つきまといや嫌がらせを受けたり、詐欺などの犯罪に利用される可能性があります。

もしトラブルに遭った場合は、警察や消費生活センターへ相談しましょう。



2 フィルタリングで有害情報をブロックしましょう

インターネット上には、「性的な内容」「暴力的な内容」など子どもに悪影響を及ぼす情報がたくさんあります。

- ▶お子さんが使用するインターネット接続機器(スマホ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーなど)に必ずフィルタリングを設定しましょう。
- ▶お子さんにせがまれても、安易にフィルタリングの解除はしないようにしましょう。



3 ルールを作り正しく利用しましょう

全てのインターネット上の危険をフィルタリングで回避することはできません。利用に関してルールを決めていない子どもには、長時間利用の傾向があります。

- ▶親子で一緒にルールを作りましょう。
- ▶日ごろからお子さんとのコミュニケーションを増やし、インターネットの利用状況を把握し見守りましょう。
- ▶インターネットを利用する上でもマナーや思いやりの気持ちが大切です。自分がされて嫌なことはインターネット上でもしてはいけないということを教えましょう。

CHECK LIST

我が家のルール (例)

- サイトへのアクセスは慎重に
- 個人情報は書き込まない
- 人を傷つける書き込みはしない
- 困ったときはすぐに相談
- 午後8時以降は使用禁止



詳しくはHPへ▶

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen_internet/index.html

NO!子どもたちの深夜外出

青少年保護育成条例



青少年の深夜外出は禁止されています！

青少年（18歳未満）の深夜外出（午後11時～午前4時）は、犯罪被害に遭う危険性が高まります。

また、生活習慣の乱れを引き起こしたり、深夜外出への抵抗感を下げることがありますので、保護者同伴でも深夜の外出は控えましょう。

深夜に青少年を見かけた場合は、
最寄りの警察署・交番に通報しましょう。

※緊急時など特別な事情がある場合、110番に通報してください。



ちょっと待って！家庭用ゲームソフトには 対象年齢があります！

年齢区分マーク



- Z…18歳以上のみを対象とする表現・内容が含まれています。
- D…17歳以上対象
- C…15歳以上対象
- B…12歳以上対象
- A…全年齢対象

審査はCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントトレーディング機構）が行っています。

家庭用ゲームソフトには、ゲーム表現・内容に応じた対象年齢があります。お子さんへ貰い与える際には、年齢区分マークに注意しましょう。また、ゲーム機の多くは年齢区分に基づき、ソフトの使用を制限することができます。設定方法は各ゲーム機の取扱説明等をご確認ください。

※Z区分のゲームは、条例により18歳未満に販売しない取扱いになっています。

親も子も、 一人で悩まないで

子どもや若者のさまざまな悩みについての相談窓口

■かながわ子ども・若者総合相談センター
☎045-242-8201
火～日/9:00～12:00/13:00～16:00

■神奈川県西部青少年サポート相談室
☎0465-35-9527
平日 10:30～12:00/13:00～16:00

非行問題・いじめ・犯罪被害等に関する相談

■県警察ユーステレホンコーナー
☎0120-45-7867(よいこなやむな)
平日 8:30～17:15

地域で見守っています

青少年の非行防止や健全な育成のために、
地域に根ざした様々な活動を実施中！



青少年指導員

青少年指導員は、青少年に望ましい地域づくりを目的に活動を行っています。小学生が楽しめるイベントも開催していますので、ぜひご参加ください。



青少年向けレクリエーションやスポーツ活動



少年補導員は、警察と連携して非行防止、健全育成活動を行っています。子どもや保護者そして学校の応援団として、地域に根ざした取り組みをしています。



非行防止・
サイバー教室



※イベント情報は、回覧板、地域広報誌のほか、お住まいの市町村の青少年行政主管課へお問い合わせください。

青少年保護育成条例の詳しい内容はホームページを検索！ [かながわの青少年行政 検索](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/ont/f4151/index.html)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/ont/f4151/index.html>

神奈川県・神奈川県警察本部

[お問い合わせ] 神奈川県青少年課 地域環境グループ ☎ 045-210-3848 (直通) FAX 045-210-8841

令和6年9月作成